

自治会会則

第1章 〔総 則〕

第1条 本会は、中山自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2章 〔目 的〕

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、生活環境の改善と福祉の向上に努めることを目的とする。

第3章 〔組 織〕

第3条 本会は、本規約に賛同する中山自治会区域内居住者をもって構成する。

第4章 〔事 業〕

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 会員の文化的教養及び生活向上に関すること。
- 2 共同生活に必要な施設及びその維持改善に関すること。
- 3 防火、防犯に関すること。（街灯等の整備補修を含む）
- 4 公共諸団体との連絡協議に関すること。
- 5 会員の福利厚生に関すること。（各種保険に関する加入を含む）
- 6 その他本会の目的に添う活動。

第5章 〔会の構成及び役員〕

第5条 本会は、基本的に十世帯を1班とする班、数班をまとめた地区をもって構成する。

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 会 計 | 2名 |
| 4 | 地 区 長 | 各地区1名 |
| 5 | 副地区長 | 各地区1～2名 |
| 6 | 班 長 | 各班1名 |
| 7 | 会計監査 | 2名 |
| 8 | 行政パートナー | 2名(会長、副会長、会計のうち2名が兼任する) |
| 9 | <u>クリーンリーダー</u> | <u>6名(各地区長が兼任する)</u> |

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- 3 会計 会の収支、決算報告を行う。
- 4 地区長 (1) 各地区内を統括し、会長、地区内班長と居住者の入居転出等の連絡を密にとり地区会を開催し、本会業務の運営が円滑に行われるようにする。
(2) 各自治会行事等の出役を担当する。
- 5 副地区長 (1) 地区長が委託しその任務は、地区長を補佐し、地区長事故ある時は、これを代行する。
(2) 各自治会行事等の出役を担当する。
- 6 班長 (1) 班を代表し班内の問題事項、提案事項等地区長を通じ役員会に提案する。
(2) 役員会の審議内容を班内会議又は、報告書の回覧により会員の周知徹底をはかる。
(3) 広報、その他配付物及び回覧等を会員に迅速に配付する。
(4) 班内の入居、転出等会員の移動を把握し、地区長に報告する。
(5) 各自治会行事等の出役を担当する。
- 7 会計監査 議決執行機関に属さず、会に対して独立の地位を保ち、会の資産及び会計を監査し、総会の承認を受ける。
- 8 行政パートナー 市、平野支部の公報及び連絡事項を担当する。
- 9 クリーンリーダー 市の指示事項を執行し、また自治会区域内の衛生管理を徹底する。(ゴミ置場の監視、モラルの徹底等)

第7条 役員の選出

- 1 会長、会計監査は選挙管理規定に基づき選出し、代議員総会(以下「総会」と称す)にはかり決定する。但し、会計監査は他の役員を兼ねることが出来ない。また副会長、会計は会長が委託する。
- 2 役員の定数は第5条による。
- 3 地区長、班長は本会で定めた地区、班毎に自薦、他薦により総会の拍手承認を得る。
- 4 会長、会計監査が途中で交代する時は、選挙管理規定に基づき補選する。

第8条 役員の任期

- 1 会長、副会長、会計、地区長、副地区長及び会計監査は、定例総会から翌々年の定例総会までの2年間とする。
- 2 班長は、定例総会から翌年の定例員総会までの1年とする。
- 3 役員は、会計監査を除き再任を妨げない。但し、会長職は2期4年とし、間をあげた改選は妨げない。
- 4 前条各項の役員が途中で交代する時は、前任者の残任期間とする。

第6章 〔会 議〕

第9条 会議は、総会、役員会、地区会及び班会とし、その開催については下記の通りとする。

1 総会

総会は、本会の最高議決機関であり、役員及び代議員により構成する。

(1) 総会を召集するには、会長は原則として開催の2週間前までに日時、場所、議題、その他必要事項を会員に通知しなければならない。

(2) 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(3) 定例総会は、毎年4月に開催する。

(4) 臨時総会は、会長及び役員会にて必要と認められた時、又は会員の過半数以上の要請があった時、召集する。

(5) 議長及び書記は、総会にはかり選出する。

(6) 代議員は、各班より2名選出し、特別な理由がない限り欠席は認めない。

(7) 選出された代議員は、その班内の委任状を取り付けるものとする。

2 役員会

役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長が認めた時に召集する。

3 地区会

地区会は、地区長が認めた時に召集する。（必要に応じて、数地区合同の地区会を開催することも出来る）

4 班会

班会は、班長が必要に応じて開催する。

第10条 総会は、代議員の2/3以上の出席を得て成立し、別に定めた場合を除き出席者の過半数の同意を得て議決する。但し、班長以上の役員は議決権を持たない。

第11条 総会に議すべき事項は、次の通りとする。

- 1 会則の改正及び規約の制定
- 2 収支予算及び事業計画
- 3 収支決算及び事業報告
- 4 その他必要と認められる事項

第12条 役員会に議すべき事項は、次の通りとする。

- 1 総会において決議された事項を実施するための必要事項
- 2 収支予算案及び事業報告
- 3 次年度収支予算案及び事業計画案の作成
- 4 その他必要と認められる事項。

第13条 地区会に議すべき事項は、次の通りとする。

- 1 総会において決議された事項を実施するための必要事項
- 2 地区内に置いて処理すべき事項
- 3 地区内の要望事項のとりまとめ
- 4 その他

第14条 班会に議すべき事項は、次の通りとする。

- 1 総会において決議された事項を実施するための必要事項
- 2 班内において処理すべき事項
- 3 班内の要望事項のとりまとめ
- 4 その他

第7章 〔会 計〕

第15条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金その他の収入をもって充当する。

第16条 会費

- 1 入会金として入会時に5,000円を支払うものとする。
- 2 会費は1世帯あたり月額500円とする。なお、2世帯住宅で玄関がひとつの場合は、1世帯とみなす。諸事情により徴収できないと思われる場合は、班長が役員会に議事を申し立て、承認を得ること。
- 3 会費の一部を自治会館の修繕費として積み立てること。

第17条 本会の会計年度は、毎年3月1日より始まり、翌年の2月末日までの1年間とする。

第18条 会費の徴収は、班長が行い地区長又は副地区長が取りまとめて会計に提出する。

第19条 会計は常に会計帳簿を整理保管する。

第8章 〔付 則〕

第20条 出役奉仕

- 1 会長は、必要に応じ役員会の承認を得て、全会員による出役奉仕を召集することが出来る。
- 2 出役奉仕は、原則として世帯主とする。
- 3 役奉仕については、次の事項を定める。
 - (1) 出役奉仕は、1世帯当たり1名とする。
 - (2) 万一奉仕出来ない場合は、1,000円を班長に納入すること。班長は地区長に納入し、地区費に充当すること。

(3) 次のような場合は、出役奉仕を免除とします。

ア 天災、災害のため出席出来ない時

イ 祝儀、葬儀の事実があった時

ウ 前項ア、イに該当しないその他の事項が生じた場合は、地区会に班長が議事を申し立て、承認を得ること。

第21条 相談役、諮問委員会

会長の諮問機関として、若干名の相談役及び必要に応じ諮問委員会を組織することが出来る。

慶弔規定

第1条 本規定は、中山自治会会則に基づき慶弔に関する必要事項を定めるものとする。

第2条 本規定に準ずるものは、次の通りとする。

1 出産祝い金(一子につき) 3,000円

2 葬儀 5,000円

3 その他特に必要な場合は、役員会にて協議の上、決定する。

選挙管理規定

第1章 [総則]

第1条 本規定は、中山自治会会則に基づき会長、会計監査(以下役員と称す)の選挙制度を確立し、その選挙が会員の自由に表明する意志によって、公明に且つ適正に行われ自治会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条 本規定は、自治会役員の選出について適用する。なお、役員の選出にあたり立候補届出でない場合には、会長は次期役員選考委員会を招集し現会長と選考委員で役員の選出にあたる。

第3条 本規定の選挙に関する業務は、選挙管理委員会が統括する。

第2章 〔選挙管理委員会〕

第4条 選挙管理委員の選出とその業務

- 1 選挙管理委員会は、自治会長が各地区より1名を公募し、役員会の承認を得た選挙管理委員会によって組織する。
- 2 選挙管理委員の任期は、4月1日より翌々年の3月末日までの2年間とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 選挙管理委員長及び副委員長は、選挙管理委員の互選による。
- 4 委員長は、選挙管理委員会を代表してその業務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 5 選挙管理委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

第3章 〔選挙権及び被選挙権〕

第5条 自治会員は、1戸1名に限り役員の選挙権並びに被選挙権を有する。但し、選挙管理委員は、自治会役員の被選挙権を持つことが出来ない。

第4章 〔選挙の方法〕

第6条 告示

- 1 選挙管理委員会は、役員の選挙実施日及び立候補締切り日を決定する。
- 2 告示は選挙実施日の15日前とする。
- 3 立候補については、広報、ポスター等にて自治会区域内に回覧、掲示する。

第7条 立候補

- 1 役員の立候補は、自薦及び他薦とする。
- 2 立候補届出書は立候補締切り日までに選挙管理委員長に届出をしなければならない。

第8条 選挙運動

立候補者の選挙運動は、公共生活を妨げ自治会活動の健全な発展に反する行動をしてはならない。

第9条 投票

- 1 役員の選挙は、無記名投票とし、単記制又は連記制とする。
- 2 選挙の投票及び開票には、選挙管理委員会が立候補者を除く一般会員の中より若干名の立会人を置く。

第10条 開票

開票の結果、同数得票者が生じた場合は、原則として決選投票を行い決定する。

自治会館使用規定

第1条 目的

本規定は、中山自治会館の管理、使用について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 名称

東松山市東平1326-28に所在し、中山自治会館と称する。（以下会館と言う）

第3条 管理者

会館の管理、使用を明朗円滑に行うために下記の管理者を置く。

- 1 館長 会館全般、什器、備品に関すること。
- 2 副館長 館長を補佐し、館長事故ある時は、これを代行する。
- 3 会計 会館の収支、決算報告に関すること。

第4条 管理者の選出

館長は自治会長、副館長は副会長が兼任し、会計は会館会計が行う。

第5条 使用許可

会館を使用する者は、原則として使用1週間前までに館長に申し込みをし、許可を受けなければならない。但し、予め使用が許可されている場合でも、自治会行事、慶弔が発生した場合は、これを優先する。

第6条 使用の範囲

会員、会員外を問わず使用することが出来る。

- 1 自治会主催の行事
 - (1) 総会、役員会及びこれに準ずる会合
 - (2) 官公庁からの要請行事
- 2 長寿会行事
- 3 その他

第7条 使用の禁止

次の各項に該当する時は、使用許可を取り消し、退去を求めることが出来る。

- 1 武道、格闘技、各種球技及びこれに類するもの。
- 2 公の秩序、風紀等を乱し、他人に迷惑を及ぼす行為があった時。
- 3 使用者の遵守事項を守らず、管理責任者の指示に従わない時。
- 4 小・中学生の使用に当たって、保護者又はPTAの役員が責任者としていない時。

- 5 入場料、その他これに類する金額を徴収する時。但し、管理者が認めた場合は除く。
- 6 営業に類するもの。但し、管理者が認めた場合は除く。

第8条 使用料及び支払い方法

- 1 一般使用(クラブ活動、会議、打合わせ等) 500円
- 2 宴会使用(台所を使用し、飲食等をする場合) 2,000円
- 3 冠婚葬祭(1, 2階同時使用可) 5,000円
- 4 什器、備品の貸出し(テーブル・椅子・座布団等) 1,000円
- 5 第6条1, 2に該当する場合は、無料とする。
- 6 使用料は、デイリーショップすぎた、ふく本商店に使用時納入する。
- 7 領収書が必要な時は、料金納入時に請求することが出来る。

第9条 使用者の遵守事項

- 1 什器、備品は、大切に取扱うこと。
- 2 他人に迷惑を掛けないように心掛けること。
- 3 什器、備品は使用後、整理整頓をすること。
- 4 火の始末、戸締まり等忘れずに確実にを行うこと。
- 5 使用時には、会館備え付けのボードに氏名を記入すること。
- 6 使用者が出したゴミは各自が必ず持ち帰ること。
- 7 使用終了後責任者は、異常の有無を確認し、鍵はその都度、保管責任者(デイリーショップすぎた・ふく本商店)に返却し、絶対にまた貸しをしないこと。

第10条 弁償責任

使用者は、故意又は重大な過失によって建物、什器、備品等を汚損、破損、紛失した場合は、管理者にすみやかに報告し、損害弁償をしなければならない。

第11条 点検

管理者は定期的に会館の内外を点検すること。

第12条 什器、備品の貸出し

会館の什器、備品を会館外に持ち出す時は、品名、数量を管理者に報告し、許可を受けなければならない。

第13条 雑則

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要事項は会長が別に定める。

[補足]

- 1 会則及び規定の改正は、諮問委員会に図り、総会の議決により決定する。
- 2 本会則は役員交代時に見直しを行う。

附則

この会則は昭和53年4月1日から施行する。

附則

この会則は昭和56年6月5日から施行する。

附則

この会則は平成9年4月13日から施行する。

附則

この会則は平成18年4月9日から施行する。

附則

この会則は平成19年4月15日から施行する。

附則

この会則は平成22年4月11日から施行する。